

育成就労計画審査基準

ビルクリーニング分野（ビルクリーニング業務区分）／ 主たる技能：ビルクリーニング

技能の定義	不特定多数の利用者が利用する建築物（注1）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して場所別及び部位別（注2）の清掃作業（注3）を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する作業を行うための技能をいう。		